

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課

母子保健福祉課

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	法令の番号	平成17年法律第123号				
不利益処分の種類	育成医療支払差止	根拠条項	第66条第3項				
処分基準	指定自立支援医療機関が、正当な理由がなく、第66条第1項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、都道府県知事は、当該指定自立支援医療機関に対する自立支援医療費の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	母子保健福祉課	交付機関	母子保健福祉課	目次NO